

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	隼人C地区 (野久美田・小田・眞孝・住吉・見次・内山田・神宮)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、天降川とその支流の霧島川の扇状地に開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト等の施設野菜の生産振興を図る。経営体数は比較的多いとはいえ、後継者問題を抱える経営体も存在することから、継続的な担い手の育成・確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区の農用地は、天降川とその支流の霧島川の扇状地に開けた標高0～50mの平坦な水田地帯が大部分である。さらに細かく分けると、南部・中部・西部・北部に分けられ、南部・北部については、第1次農業構造改善事業・団体営土地改良総合整備事業・小規模排水特別対策事業等により整備され、施設園芸等が定着し、大型機械の導入による早期水稻や、米の計画的生産に係る麦作等農地の有効利用が図られている。また、中部・南部は本町の中心部に位置し、農道及び用排水路等は、県営ほ場整備事業により整備され、今後は認定農業者等担い手への農地の利用集積を推進して農地の効率的利用を図る。多様な経営体が存在し、比較的規模の大きい経営体もあることから、今後はそれらの経営体を中心に地域農業を進めていく。市街地に隣接する農用地については、都市的利用との調整が必要な部分もあるため、社会情勢の変化に応じて臨機応変に対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	370 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	370 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を勘案しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が行われた農地は一部であるため、利用効率の悪い農地については事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人経営体の法人化等の取り組みを推進していく。新規就農希望者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・特に山間部においては鳥獣被害防止のため電気柵などの設置を進め、狩猟免許の取得や猟友会との連携によって被害軽減を目指す。
- ・環境へ配慮した栽培技術を推進する。
- ・スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。
- ・飼料用米を生産し、耕畜連携(わら利用、資源循環)による安定的な生産と利用体制の構築を図る。